

尾 花 沢 市 長 結 城 裕 殿
尾 花 沢 市 議 会 議 長 菅 野 修 一 殿
尾 花 沢 市 教 育 長 村 松 真 殿
尾花沢市選挙管理委員会委員長 田 村 和 雄 殿
尾花沢市農業委員会会長 鈴 木 藤 光 殿
尾 花 沢 市 消 防 長 折 原 幸 二 殿

尾花沢市監査委員 丹 川 弘 行
尾花沢市監査委員 小 関 英 子

定例監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項および第4項の規定による定例監査を尾花沢市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

記

第1 監査の対象・監査の期日及び執行委員

監査の対象	期 日	監査の対象	期 日	執行委員
総合政策課 防災危機管理課	1月8日	環境エネルギー課	1月30日	丹川弘行 小関英子
社会教育課・中央公民館	1月9日	定住応援課	1月31日	
健康増進課・ 新型コロナウイルスワクチン接種対策室	1月14日	市民税務課	2月3日	
こども教育課・ 教育指導室・ 統合小学校建設室	1月16日	議会事務局、会計課、 財政課	2月4日	
消防本部	1月22日	農林課 農業委員会事務局	2月6日	
福祉課（福祉事務所）	1月27日	総務課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	2月7日	
商工観光課（企業振興室）	1月28日	建設課	2月12日	

第2 監査の範囲

令和6年1月1日から令和6年12月末日現在における財務事務及び関連事務事業の執行状況

第3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施

第4 監査の実施内容

尾花沢市監査委員条例第4条第2項の規定により通知し、資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取する方法により監査を実施

第5 監査の結果

別添のとおり、一部に指摘事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

(別添)

監査の結果【指摘事項】

総合政策課

1. 令和6年3月21日公益財団法人日本相撲協会と締結した業務委託契約について令和6年3月21日に330万円、令和6年8月1日に715万円が前金払いとして支払われているが、業務完了後に検査が行われていない。
2. 令和5年度旧玉野中学校消防設備設置工事については、閉校後使われていなかった3階を民間に貸し出す計画のもと、消防法適合のため工事を行ったものであるが、工事完了後、民間への貸し付けの話がなくなり、活用されていない。事前に条件について精査し、確約書など合意したものを文書で取り交わし、工事を進めるべきであった。

【大相撲尾花沢場所実行委員会】

3. 大相撲尾花沢場所運營業務委託料22,117,700円について、業務完了後に検査を行わず、支払がされている。
4. 幟の設置・撤去作業業務委託料2,484,460円について、施行同等が作成されず契約が締結されており、業務完了後に検査を行わず、支払がされている。

防災危機管理課

1. 失念により旅行の最終日から3か月を超えて遅延している旅費の支給が複数あるもの。(令和6年度歳出管理番号16281)

社会教育課・中央公民館

1. 令和5年度にNPO法人尾花沢スポーツクラブに委託している冬季スポーツ及び体力向上教室業務委託について検査検収を行わず支払を行ったことにより37,510円の戻入が発生している。また、複数年にわたり適正な検査検収を怠ったことから1,054,615円の過払い金が発生している。
2. 名木沢生涯スポーツ交流センター敷地整地について、請求書の受付印が令和5年9月4日で、令和6年3月14日に支払われている。請求書の管理が不十分だったことにより生じた支払遅延となっている。(支払遅延6カ月)
3. 令和2年5月分(6月納付分)から令和4年の7月分(8月納付分)にかけて、尾花沢市結婚促進協議会謝礼が月額表の乙欄の税額ではなく、誤って報酬の10.21%で源泉徴収していたことが判明し、税務署に対し10万円を超える額を還付請求している。(令和5年度歳入管理番号10475)

【全国花笠マラソン大会運営委員会】

4. 第48回全国花笠マラソン大会記録計測等業務委託料1,249,697円について
 - ①施行伺が作成されていない。
 - ②契約書が作成されていない。

こども教育課

1. 校務用パソコン等更新及び校務支援システム導入等整備貸借料2,902,020円について5/16請求書受領し6/20支払っている。(支払遅延)(令和6年度歳出管理番号4246、4248)
2. 宮沢小学校において同一請求書で二重払いが2件発生している。
 - ①令和5年度歳出管理番号31837、31397 請求金額3,025円

②令和5年度歳出管理番号 31395、31836 請求金額 1,496 円

3. 玉野小学校において同一請求書で三重払いが発生している。(令和6年度歳出管理番号 3681、3689、6754 請求金額 8,250 円)

教育指導室

1. 尾花沢未来クラブ指導者運営費について市が収入する根拠がないものが収入されている。(令和6年度歳入管理番号 1381、1382、1385、1387)

統合小学校建設室

1. 令和6年度 尾花沢市統合小学校建設用地造成工事(当初契約金額 205,700,000 円)で、契約内容に変更が生じる事案について請負業者より協議書が出されたが、教育長決裁で指示書を提出し変更契約に伴う手続きを経ず工事が進められている。結果、工期限である令和6年11月26日に97,142,100 円の増工及び工期の延長の変更契約を行っており、契約管理上の重大な不備である。

消防本部

1. 資金前渡した諸負担金 3,000 円が5か月を超えて精算されていない。(令和5年度歳出管理番号 12445)

福祉課・福祉事務所

1. 福祉有償運送事業費補助金の交付要綱の期限が切れ、有効な要綱がない状態で補助金 1,005,000円が執行されている。(令和6年度歳出管理番号4764)
2. 自立支援医療費 3月診療分79,576円及び自立支援医療費審査支払手数料3月診療分325円の支払いについて、請求から30日を過ぎ20日間の遅延が発生している。(令和6年度歳出管理番号 5821・5823)
3. 令和5年度生活困窮者自立相談支援事業委託料8,150,000円について、完了報告はあるが、業務完了後に検査が行われていない。
4. 令和5年度地域活動支援センター事業(Ⅲ型)業務委託料6,000,000円について、契約書第4条にある「実績報告書及び収支決算書を委託契約完了の日から30日以内に提出」とあるが、30日を超えて提出されている。また、業務完了後に検査が行われていない。
5. 令和5年度生活保護等レセプト管理クラウドサービス保守業務委託料2,211,000円について、契約書第5条に定める検査が行われていない。

商工観光課、企業振興室

1. 令和6年10月25日の車両賃貸の入札において、落札者認定の誤りにより、落札を取り消された業者から20万円の損害賠償を受ける事態が発生している。財政的損失を招いたばかりでなく公正な競争の確保や行政の信頼性を損なうものであり、入札事務の適正化が求められる。(令和6年度歳出管理番号 17566)
2. 大石田駅における観光案内業務委託料の支払いについて請求から30日を過ぎての支払い遅延が複数発生している。
 - ①(9月分100,000円)64日間の遅延(令和5年度歳出管理番号 21703)

- ② (10月分 100,000円) 33日間の遅延 (令和5年度歳出管理番号 21704)
- 3. ごみ処分手数料の支払いについて請求から30日を過ぎての支払い遅延が複数発生している。
 - ① (9月分 21,060円) 201日間の遅延 (令和5年度歳出管理番号 32270)
 - ② (10月分 23,400円) 173日間の遅延 (令和5年度歳出管理番号 32271)
- 4. 旅行日から支払まで3か月を超えている。
 - ① R347 セミナー打合せ旅費 2,200円 (令和6年度歳出管理番号 17524)
 - ② R347 セミナー打合せ旅費 1,100円 (令和6年度歳出管理番号 17526)
 - ③ 企業訪問等旅費 1,100円 (令和6年度歳出管理番号 17515)
 - ④ 企業訪問等旅費 1,100円 (令和6年度歳出管理番号 17516)

環境エネルギー課

- 1. 公営企業会計(簡易水道事業)の年度当初の資金確保のため、市から17,000,000円を予算執行の決裁処理がされないまま支払っている。また予算科目について事前の検討がされないまま進めたことにより、簡易水道特別会計負担金82,223,000円が4月25日に支払われ、5月16日に17,000,000円を戻し入れしている。(令和6年度歳出管理番号 1388、280、1385)
- 2. 公営企業会計(農業集落排水事業)の年度当初の資金確保のため、市から6,200,000円を予算執行の決裁処理がされないまま支払っている。また予算科目について事前の検討がされないまま進めたことにより、簡易水道特別会計負担金61,964,000円が4月25日に支払われ、5月16日に6,200,000円を戻し入れしている。(令和6年度歳出管理番号 1387、281、1386)

【公営企業会計】

- 3. 会計規則が未整備のまま予算が執行されている。(5~8月の例月出納検査で指摘)
- 4. 簡易水道事業会計において請求から30日を過ぎての支払い遅延が複数発生している。
 - ① 令和5年度簡易水道臨時水質検査 4,400円 1日間の遅延 (令和6年度歳出管理番号 19)
 - ② 穴あき封筒帳票印刷代 42,900円 1日間の遅延 (令和6年度歳出管理番号 5)
 - ③ 水道料金口座振替不能通知兼領収書票印刷代 52,800円 1日間の遅延 (令和6年度歳出管理番号 6)
 - ④ 水道料金督促状兼領収書帳票印刷代 52,800円 1日間の遅延 (令和6年度歳出管理番号 7)
 - ⑤ 水道料金納入通知書兼領収書(単票) 帳票印刷代 52,800円 1日間の遅延 (令和6年度歳出管理番号 8)
 - ⑥ ハンディ用ロールペーパー購入費 148,830円 1日間の遅延 (令和6年度歳出管理番号 9)
- 5. 農業集落排水事業会計において請求から30日を過ぎての支払い遅延が複数発生している。
 - ① 穴あき封筒帳票印刷代 42,900円 1日間の遅延 (令和6年度歳出管理番号 4)
 - ② 農集排使用料金口座振替不能通知書兼領収書帳票印刷代 47,300円 1日間の遅延 (令和6年度歳出管理番号 5)
 - ③ 農集排使用料金口座振替通知書帳票印刷代 61,600円 1日間の遅延 (令和6年度歳出管理番号 6)
 - ④ 農集排使用料金納入通知書兼領収書帳票印刷代 47,300円 1日間の遅延 (令和6年度歳出管理番号 7)

- ⑤ 農集排使用料金督促状兼領収書帳票印刷 47,300 円 1 日間の遅延（令和 6 年度歳出管理番号 8）
6. 簡易水道施設用地賃貸借契約全 17 件中 15 件について賃貸料が「昭和 63 年度産政府買い入れ価格 2 類 1 等玄米 60Kg（18,755 円）を基準として算定され」、他 2 件については、契約時の固定資産税評価額が用いられており、いずれも長年見直しされていない。

市民税務課

1. 尾花沢市自治会活動保険事業補助金の交付要綱の期限が切れ、有効な要綱がない状態で補助金 472,194 円が執行されている。（令和 6 年度歳出管理番号 3112）
2. 令和 5 年度及び令和 6 年度尾花沢待合所管理業務委託 401,500 円について、施行伺が作成されていない。また、見積の徴取もしていない。

会計課

1. 備品登録については、多くの部署に対し不備があるとして注意している。備品の取扱いに係る注意は今年度に限ったことではなく、長年にわたり繰り返されている。一向に改善されない原因の一つに、職員の意識の中で何のために備品登録をする必要があるのかが不明確になっていることがあると思われる。備品とは、地方自治法第 237 条第 1 項に規定する「財産」の中の「物品」の一つであり、その管理及び運用については、地方財政法第 8 条において「常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されていることから備品登録の必要性と効率的な運用を担当課が再確認した上で、各課等への指導を徹底されたい。
2. 公営企業会計（簡易水道事業）の年度当初の資金確保のため、市から 17,000,000 円を支出命令がなされていない状態で支払っている。（令和 6 年度歳出管理番号 1388）
3. 公営企業会計（農業集落排水事業）の年度当初の資金確保のため、市から 6,200,000 円を支出命令がなされていない状態で支払っている。（令和 6 年度歳出管理番号 1387）
4. 例月出納検査にて注意後に改善が図られていない。（令和 5 年度管理番号 31294、30077、令和 6 年度管理番号 2121、17127、6410）

財政課

1. 地方自治体は会計年度独立の原則から歳出予算に基づく契約は当該年度に限って行われるものであるが、後年度以降の予算の裏付けのない自動更新条項を設けている契約が市全体で 360 件を超えている。各課等に適切な指導をされたい。
2. 地方自治法 234 条の 3 及び尾花沢市長期継続契約とする契約を定める条例により、業務によって長期継続契約が可能となっているが、「各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない」とあることから、歳入歳出予算の当該金額が削除・減額された場合は当該契約を解除する旨の条件を契約書に付す必要があるが、この特約条項がない契約書が市全体で 50 件を超えている。各課等に適切な指導をされたい。
3. 土地の賃貸借契約について印紙税法に基づく収入印紙の貼付がない契約書が市全体で相当数見受けられる。各課等に適切な指導をされたい。
4. 尾花沢市建設工事検査要綱の規定に準じ、支出科目によって 1 件 30 万円以上の案件については、業務完了後に検査復命書を作成することとしているが、作成されていない案件が市全体（市

が会計を担う団体経理を含む)で10件を超えている。また、検査検収に関する誤りも多数ある。NPO法人尾花沢スポーツクラブに委託していた業務委託について、複数年にわたり適正な検査検収を怠ったことから過払い金が発生した教訓が活かされていない。各課等に適切な指導をされたい。

5. 統合小学校造成工事に係る変更契約が適正に行われず、工期を過ぎた後に5割を超える増工及び工期の延長がされている。変更契約に係る手順の周知を徹底するとともに、工事を担当する職員が適正な契約事務を執行できるよう再発防止策を講じられたい。
6. 過年度において各課等に対し示された業務委託完了復命書様式について、「受託者」あるいは「請負者」とすべき箇所が「委託者」となっているため、全庁的に多くの誤りがみられる。速やかに訂正されたい。

農林課

1. 経営所得安定対策等推進事業費補助金の交付要綱の期限が切れ、有効な要綱がない状態で補助金2,633,000円が執行されている。(令和6年度歳出管理番号11612)
【尾花沢牛振興協議会】
2. 令和6年度第28回尾花沢牛肉まつり備品借り上げ及び会場設営等業務委託1,531,970円について検査検収がされていない。
3. 令和5年度「雪降り和牛 尾花沢」販促物作成業務委託1,555,191円について検査検収がされていない。

総務課

1. 地域情報通信基盤整備事業土地等使用料令和4年度の土地等使用料1,500円について過年度払いがあり、遅延損害金44円も発生している。支払い期限内に支払うことは勿論であるが、未払いが判明した時点で速やかに支払処理されるよう適正な事務執行をされたい。(令和5年度歳出管理番号29297、29302)
2. 郵便後納料金11月分982,876円について支払い遅延があり、遅延損害金6,247円が発生している。(令和5年度歳出管理番号23060、23066)
3. NTT東日本利用料4月分について支払い遅延があり、遅延損害金が発生している。
 - ① 利用料6,930円、支払遅延損害金13円(令和6年度歳出管理番号5932,8619)
 - ② 利用料8,470円、支払遅延損害金16円(令和6年度歳出管理番号5924,8614)
4. 例規集追録データベース化等業務委託契約の設計書には、「年間12回(毎月)追録を実施予定」とあるが、今年度は一度も追録されず、令和6年3月から更新されていない。
5. 公営企業会計の会計規則が法令審査後も未設定の状態が続いている。(8月例月出納検査で指摘)
6. 被服貸与については、多くの部署に対し不備があるとして注意している。被服貸与に係る注意は今年度に限ったことではなく、長年にわたり繰り返されている。一向に改善されないのは、職員の意識の中で何のために被服貸与簿を整備する必要があるのかが時代の変化とともに不明確になってきており、規程が形骸化していることが原因の一つとして考えられる。尾花沢市被服貸与規程によると、「本市の一般職に属する職員(消防職員を除く。以下「職員」という。)の服装を整えて、職員としての自覚を促し、併せて業務能率の増進を図るため、職員に被服を

貸与する」とあるが、被服貸与の必要性や今後のあり方を担当課が再確認された上で、各課等への指導を徹底されたい。

建設課

1. 消雪パイプ用井戸及び揚水施設借上げに係る契約について、契約書原本を紛失している。
2. 消雪パイプ用井戸及び揚水施設借上げに係る賃借料について、昭和 56 年の契約締結当初から見直しを行っていない。